

声 明 文

2013年7月24日
協同組合日本脚本家連盟
理事長 中 島 丈 博

『児童ポルノ禁止法改正案』の廃案を要求します

私たち協同組合日本脚本家連盟は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童ポルノ禁止法）が目的とする、児童への性的被害を防止し、被害児童を保護することにより、児童の権利を擁護する主旨に全く反対するものではありませんが、先の国会に提出された「児童ポルノ禁止法の一部改正案」が、著作者、出版社団体等の反対にもかかわらず、国会閉会後も継続審議となったことは、まことに遺憾であり、同改正案には断固として反対します。

この度の改正案には、非実在の「アニメーション」や「漫画」を「児童ポルノに類する漫画等」として、調査研究の上、規制しようとする条項（附則第2条）が含まれます。

同条項は「児童ポルノに類する」という、判断する者の恣意に委ねる極めて無責任な内容のまま、審理に付されています。しかるに、このような条項により、憲法で保障された「表現の自由」に関わる問題について、調査研究や規制対象としようとするのは、国家による思想・感情への介入に他ならず、国会でこのような審理をする事自体に、時代錯誤的な危機感を抱かざるを得ません。

当然のことながら、私たちの創作する脚本は、実写映画のみならず、アニメーション映画も含まれ、少なからず、知財戦略本部が主導するクールジャパン推進の一翼を担っていると自負するものです。「知財推進計画2013」では、海外に向けて、「マンガ・アニメ」の輸入規制の文化・産業面での規制緩和・撤廃を推進する事を掲げる一方、国内では規制を強化するとの矛盾は明らかです。

アニメーション、漫画等は、クールジャパンに象徴されるように、今や日本の輸出産業の一端を担っており、性や暴力表現のみならず、キャラクターの姿態にも十分な注意が払われております。

私たちは、自由放任を主張しているのではなく、国家介入によらない、あくまでも脚本家や作家あるいは業界の良識による自主規制こそが、「表現の自由」における健全な規制の形ではないかと訴えるものです。

よって、協同組合日本脚本家連盟は、「児童ポルノ禁止法の一部改正案」の廃案を強く要求します。

以上